

4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表8：指定植物)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	スギラン、ヤチスギラン
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ
イノモトソウ	オオフジシダ
オシダ	サクライカグマ
ウラボシ	クラガリシダ、オシヤグジデンダ、イワオモダカ、オオクボシダ
シシラン	タキミシダ、ナカミシシラン
ツチトリモチ	ミヤマツチトリモチ
ナデシコ	ワチガイソウ
モクレン	シデコブシ
キンポウゲ	カワチブシ、アズマレイジンソウ (ウスゲレイジンソウを含む)、ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む)、キクザキイチリンソウ、レンゲショウマ、コウヤハンショウヅル (イヨハンショウヅルを含む)、カザグルマ、トウゴクサバノオ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	キバナイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
モウセンゴケ	モウセンゴケ、コモウセンゴケ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ユキノシタ	ミカワノチャルメルソウ、ジンジソウ、カエデダイモンジソウ
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む)、ハスノハイチゴ
フウロソウ	ビッチュウフウロ
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサを含む)
ジンチョウゲ	コショウノキ
イワウメ	ヤマイワカガミ
イチヤクソウ	シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	サツキ(サツキツツジ)、レンゲツツジ(キレンゲを含む)、ツクシヤクナゲ(ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲを含む)、アケボノツツジ(アカヤシオを含む)、シロヤシオ(ゴヨウツツジ)、サラサドウダン、カインアンサラサドウダン、シロドウダン(ベニドウダンを含む)、チチブドウダン
サクラソウ	クリンソウ
リンドウ	イヌセンブリ
ムラサキ	ムラサキ、ハイルリソウ
シソ	タチキランソウ、ミカエリソウ (イトカケソウ)、ダンドタムラソウ
ゴマノハグサ	ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む)、ハンカイシオガマ、ミカワシオガマ、ヒメトラノオ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミカワタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ

スイカズラ	オオバヒョウタンボク（アラゲヒョウタンボク）
-------	------------------------

科 名	種 名（ミズゴケ科の植物にあつては属名）
キキョウ	ヤチシャジン、サワギキョウ、シデシャジン
キク	アキハギク（キヨスミギク）、テバコモミジガサ、ミコシギク、マアザミ（キセルアザミ、ツクデマアザミ）、ミズギク、ハンカイソウ、オオダイトウヒレン、ヒメヒゴダイ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カタクリ、ケヤリギボウシ、ミズギボウシ（ナガバミズギボウシ）、コオニユリ、サクライソウ、イワショウブ、ミヤマエンレイソウ（シロバナエンレイソウ）、アマナ、ミカワバイケイソウ
ビャクブ	ナベワリ
アヤメ	ノハナショウブ、ヒメシャガ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
ホシクサ	ミカワイヌノヒゲ、シラタマホシクサ
イネ	ウンヌケモドキ（コカリヤス）、ウンヌケ
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメヅタラン（マメラン）、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、クマガイソウ、イチョウラン、セッコク、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムヨウラン、セイタカスズムシ、ヨウラクラン、ヒナチドリ、コケイラン、ミズチドリ、ヤマサギソウ、トキシウ、ヤマトキシウ、ベニカヤラン（マツラン）、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

注) 上記は、昭和 56 年 3 月 23 日環境庁告示第 34 号で指定する、愛知高原国定公園内において、許可を受けなければ採取又は損傷してはならない植物の一覧である。

(2) 過去の経緯

ア 公園区域

- 昭和 45 年 12 月 28 日 公園区域の指定
(厚生省告示第 436 号)
- 昭和 63 年 11 月 11 日 公園区域の変更 (再検討)
(環境庁告示第 57 号)

イ 規制計画

- 昭和 45 年 12 月 28 日 特別地域の指定
(厚生省告示第 436 号)
- 昭和 63 年 11 月 11 日 保護規制計画の全般的な見直し
(環境庁告示第 58 号)
- 特別地域の区域の変更
(環境庁告示第 59 号)

ウ 施設計画

- 昭和 45 年 12 月 28 日 利用施設計画の決定
(厚生省告示第 436 号)
- 昭和 51 年 2 月 6 日 単独施設の追加
(愛知県告示第 123 号)
- 昭和 52 年 9 月 12 日 単独施設の追加
(愛知県告示第 910 号)
- 昭和 58 年 9 月 16 日 単独施設の追加
(愛知県告示第 896 号)
- 昭和 59 年 2 月 29 日 単独施設の追加
(愛知県告示第 175 号)
- 昭和 63 年 11 月 11 日 利用施設計画の全般的な見直し (再検討)
(環境庁告示第 58 号、愛知県告示第 1001 号)
- 平成 4 年 8 月 21 日 単独施設及び道路の追加
(愛知県告示第 798 号)

(3) 公園区域

公園区域は次のとおりである。

(表9：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
愛知県	<p>瀬戸市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1080 林班から 1083 林班まで、1089 林班から 1095 林班まで、1102 林班、1104 林班から 1108 林班まで、1111 林班及び 1114 林班から 1122 林班の全部並びに 1076 林班から 1079 林班まで、1084 林班から 1088 林班まで、1096 林班から 1101 林班まで、1103 林班、1109 林班、1110 林班、1112 林班及び 1113 林班の各一部</p> <p>瀬戸市</p> <p>岩屋町、海上町、片草町、鹿乗町、上品野町、上半田川町、上山路町、川平町、北丘町、五位塚町、十軒町、下半田川町、定光寺町、白坂町、白岩町、曾野町、凧山町、鳥原町、西白坂町、巡間町、長谷口町、針原町、東白坂町、東山路町、広久手町及び南白坂町の各一部</p>	2,397
	<p>春日井市</p> <p>明知町、内津町、木附町、西尾町、玉野町、外之原町、廻間町及び細野町の各一部</p>	955
	<p>豊田市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1167 林班から 1170 林班及び 1172 林班から 1174 林班までの各一部</p> <p>豊田市</p> <p>押沢町及び松嶺町の全部並びに浅谷町、旭八幡町、安実京町、明川町、足助町、阿蔵町、綾渡町、有間町、池島町、石野町、市木町、市平町、岩倉町、鶯ヶ瀬町、牛地町、有洞町、上八木町、漆畑町、宇連野町、大内町、大河原町、大蔵連町、大多賀町、王滝町、奥矢作湖、小田町、小滝野町、小田木町、小渡町、折平町、箆林町、加塩町、加納町、上川口町、上高町、上中町、加茂川町、川下町、川面町、勘八町、京ヶ峰、九久平町、日下部町、国附町、樽俣町、黒田町、幸海町、古瀬間町、坂上町、榊野町、笹戸町、猿投町、閑羅瀬町、枝下町、島崎町、下川口町、下切町、下国谷町、城見町、新盛町、滝脇町、竜岡町、田津原町、立岩町、田振町、田茂平町、近岡町、力石町、千鳥町、葛沢町、椿立町、坪崎町、寺下町、百月町、時瀬町、戸中町、富田町、豊松町、中金町、梨野町、鍋田町、成合町、</p>	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
愛知県	西市野々町、西中山町、西広瀬町、西細田町、怒田沢町、野口町、羽布町、日面町、東大島町、東大林町、東大見町、東川端町、東萩平町、東広瀬町、平戸橋町、平畑町、広幡町、深見町、藤沢町、北曾木町、穂積町、松平町、松平志賀町、万根町、御内町、御作町、御船町、室口町、岩神町、築平町、矢並町、山谷町、山中町、山ノ中立町、余平町、四ツ松町、連谷町及び月原町の各一部	13,951
	小牧市 大山町及び野口町の各一部	4
	新城市 作手岩波、作手黒瀬、作手菅沼、作手善夫、作手田原、作手中河内及び作手守義の各一部	1,568
	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所41林班及び42林班の全部並びに36林班から40林班まで、43林班、44林班、53林班から55林班まで、91林班、92林班、125林班、134林班、153林班から156林班まで及び167林班の各一部 北設楽郡設楽町 大名倉、川向、清崎、小松、田口、田内、田峯、豊邦、西納庫、東納庫、松戸及び三都橋の各一部	2,865
	合 計	21,740

(4) 保護規制計画

保護規制計画は次のとおりである。

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表 10：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
愛知県	<p>瀬戸市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1080 林班から 1083 林班まで、1089 林班から 1095 林班まで、1102 林班、1104 林班から 1108 林班まで、1111 林班及び 1114 林班から 1122 林班の全部並びに 1076 林班から 1079 林班まで、1084 林班から 1088 林班まで、1096 林班から 1101 林班まで、1103 林班、1109 林班、1110 林班、1112 林班及び 1113 林班の各一部</p> <p>瀬戸市</p> <p>岩屋町、海上町、片草町、上品野町、上半田川町、上山路町、川平町、北丘町、下半田川町、定光寺町、白坂町、白岩町、凧山町、鳥原町、西白坂町、巡間町、長谷口町、針原町、東山路町、広久手町及び南白坂町の各一部</p>	1,899
	<p>春日井市</p> <p>明知町、内津町、木附町、西尾町、玉野町、外之原町、廻間町及び細野町の各一部</p>	797
	<p>豊田市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1167 林班から 1170 林班及び 1172 林班から 1174 林班までの各一部</p> <p>豊田市</p> <p>押沢町及び松嶺町の全部並びに浅谷町、旭八幡町、安実京町、明川町、足助町、阿蔵町、綾渡町、有間町、池島町、石野町、市木町、市平町、岩倉町、鶯ヶ瀬町、牛地町、有洞町、上八木町、漆畑町、宇連野町、大内町、大河原町、大蔵連町、大多賀町、王滝町、奥矢作湖、小田町、小滝野町、小田木町、小渡町、折平町、箆林町、加塩町、加納町、上川口町、上高町、上中町、加茂川町、川下町、川面町、勘八町、京ヶ峰、九久平町、日下部町、国附町、樽俣町、黒田町、幸海町、古瀬間町、坂上町、榊野町、笹戸町、猿投町、閑羅瀬町、枝下町、島崎町、下川口町、下切町、下国谷町、城見町、新盛町、滝脇町、竜岡町、田津原町、立岩町、田振町、近岡町、力石町、千鳥町、葛沢町、椿立町、坪崎町、寺下町、百月町、時瀬町、戸中町、富田町、</p>	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	豊松町、中金町、梨野町、鍋田町、成合町、西市野々町、西広瀬町、西細田町、怒田沢町、野口町、羽布町、日面町、東大島町、東大林町、東大見町、東川端町、東萩平町、東広瀬町、平戸橋町、平畑町、広幡町、藤沢町、北曾木町、穂積町、松平町、松平志賀町、万根町、御内町、御作町、御船町、室口町、岩神町、築平町、矢並町、山谷町、山中町、山ノ中立町、余平町、四ツ松町、連谷町及び月原町の各一部	13,507
	小牧市 大山町及び野口町の各一部	4
	新城市 作手岩波、作手黒瀬、作手菅沼、作手善夫、作手田原、作手中河内及び作手守義の各一部	1,312
	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所41林班及び42林班の全部並びに36林班から40林班まで、43林班、44林班、53林班から55林班まで、91林班、92林班、125林班、134林班、153林班から156林班まで及び167林班の各一部 北設楽郡設楽町 大名倉、川向、清崎、小松、田口、田内、田峯、豊邦、西納庫、東納庫、松戸及び三都橋の各一部	2,634
	合 計	20,153

(ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表 11：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
愛知県	瀬戸市内 国有林愛知森林管理事務所 1111 林班の全部並びに 1112 林班及び 1113 林班の各一部 瀬戸市 川平町の一部	54
	豊田市 猿投町の一部	43
	新城市 作手岩波の一部	5
	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所 43 林班の一部	14
	合 計	116

(表 12 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
定光寺地区	瀬戸市内 国有林愛知森林管理事務所 1111 林班の全部並びに 1112 林班及び 1113 林班の各一部 瀬戸市 川平町の一部
猿投山地区	豊田市 猿投町の一部
長ノ山湿原地区	新城市 作手岩波の一部
段戸裏谷地区	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所 43 林班の一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
シイ、カシ類を中心とする常緑照葉樹林で、貴重な自然林である。	54
猿投山の猿投神社東の宮及び西の宮の社有林である。モミやツガの巨木林が見られる常緑針葉樹林であり、腐生植物のクモラン、ムギラン及びカヤランなどが老樹に着生し、カキノハクサも見られる地区である。	43
長ノ山湿原として保全され、地区のほとんどが県指定天然記念物に指定されている。また、泥炭湿原及び中間湿原として東海地方最大の面積である。	5
モミやツガの巨木と共に、ブナの天然林が残存している地区である。学術的に貴重な地区であり、「段戸モミ・ツガ植物群落保護林」に設定されている。	14
計	116

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表 13 : 第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
愛知県	瀬戸市内 国有林愛知森林管理事務所 1076 林班から 1079 林班、1084 林班から 1088 林班まで、1096 林班から 1101 林班まで、1103 林班、1109 林班、1110 林班、1112 林班及び 1113 林班の各一部 瀬戸市 岩屋町、上品野町、下半田川町、定光寺町、凧山町、巡間町、長谷口町、針原町及び南白坂町の各一部	198
	春日井市 明知町、内津町、木附町、西尾町、玉野町、外之原町、廻間町及び細野町の各一部	418
	豊田市 旭八幡町、安実京町、足助町、牛地町、奥矢作湖、小滝野町、加納町、上高町、日下部町、坂上町、猿投町、閑羅瀬町、千鳥町、坪崎町、成合町、羽布町、東川端町、広幡町、岩神町、矢並町及び山中町の各一部	2,389
	新城市 作手岩波、作手黒瀬、作手善夫、作手田原及び作手守義の各一部	284
	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所 41 林班及び 42 林班の全部並びに 39 林班、40 林班、43 林班及び 44 林班の各一部 北設楽郡設楽町 豊邦の一部	205
	合 計	3,494

(表 14 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
定光寺・道樹山地区	<p>瀬戸市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1076 林班から 1079 林班、1084 林班から 1088 林班まで、1096 林班から 1101 林班まで、1103 林班、1109 林班、1110 林班、1112 林班及び 1113 林班の各一部</p> <p>瀬戸市 下半田川町、定光寺町の一部</p> <p>春日井市 明知町、内津町、木附町、西尾町、玉野町、外之原町、廻間町及び細野町の各一部</p>
岩屋堂地区	<p>瀬戸市 岩屋町、上品野町、長谷口町及び針原町の各一部</p>
猿投山地区	<p>瀬戸市 凧山町、巡間町、南白坂町の各一部</p> <p>豊田市 加納町、猿投町及び広幡町の各一部</p>
勘八地区	<p>豊田市 上高町、千鳥町、成合町及び山中町の各一部</p>
鞍ヶ池地区	<p>豊田市 矢並町の一部</p>
松平地区	<p>豊田市 坂上町の一部</p>
奥矢作北部地区	<p>豊田市 旭八幡町、牛地町、奥矢作湖、小滝野町、日下部町、閑羅瀬町及び坪崎町の各一部</p>
香嵐溪地区	<p>豊田市 安実京町、足助町、東川端町及び岩神町の各一部</p>

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>第1種特別地域（定光寺地区）周辺、東海自然歩道周辺及び築水池周辺の尾張山地を代表する植物相を示している地区である。定光寺周辺の植生は、シイ、カン類を主体とする天然林であり、他地区の植生は、アカマツなどを主とした針広混交林である。また、東海自然歩道の定光寺や弥勒山周辺は、利用頻度の高い区間である。</p>	516
<p>東海自然歩道周辺地区である。岩屋堂及び鳥原川沿いには、常緑広葉樹林が残存している。岩屋堂公園を拠点とし、利用頻度の高い地区である。</p>	70
<p>第1種特別地域（猿投山地区）を取り巻く地区である。豊富な植物相とともに、地質では球状花崗岩（国指定天然記念物）も見られ、変化に富んだ自然資源を有している。猿投グリーンロードに接近し、名古屋市を始めとする近隣都市からの多くの利用者に親しまれている地区である。</p>	1,265
<p>東海自然歩道周辺地区である。植生の大部分は、アカマツやコナラなどの針広混交林である。また、東海丘陵要素植物が群生する湿地がある。</p>	91
<p>天然生林であるアカマツを主体とした針葉樹林である。変化に富んだ丘陵地であり、矢並湿地など貴重な湿地がある。</p>	16
<p>六所神社社叢である。低標高地では珍しいモミヤツガなどの常緑針葉樹の原生林がブナ、ミズナラなどの落葉広葉樹と混成している。</p>	45
<p>奥矢作湖及びその南側に広がる地区である。植生はスギやヒノキの植林を主としてコナラ林などが混生する針広混交林である。奥矢作湖は景観保全上重要な位置を占めている。</p>	380
<p>飯盛山を中心として、巴川が貫流する香積寺周辺の香嵐溪と呼ばれる地区である。多くのカエデ類がみられ、県内有数の紅葉の名所であり、宿泊施設を始め、案内所や資料館といった施設も整備された観光地の一つである。</p>	104

名 称	区 域
段戸地区	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所 41 林班及び 42 林班の全部並びに 39 林班、40 林班、43 林班 及び 44 林班の各一部
当貝津川地区	新城市 作手守義の一部 北設楽郡設楽町内 豊邦の一部
三河湖・長ノ山地区	豊田市 羽布町の一部 新城市 作手岩波、作手黒瀬、作手善夫及び作手田原の各一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>第1種特別地域（段戸裏谷地区）を取り巻く地区で、モミヤツガの巨木と共に、ブナの天然林が残存している。当該地区一帯は「段戸裏谷原生林」と呼ばれ、県内最大規模の天然林である。</p>	106
<p>当貝津川周辺の地区で、鳴沢の滝を始め当貝津川の河川景観が特徴である。植生はスギ・ヒノキ植林を主としてコナラ林などが混生する針広混交林である。</p>	149
<p>三河湖地区は、湖を中心とした湖沼景観と周辺の山地景観によって構成され、植生はコナラ林を主としてスギやヒノキの植林が混生する針広混交林が広がる雄大な自然風景がみられる。長ノ山地区は、第1種特別地域である長ノ山湿原周辺の丘陵や山地であり、湿原の水源涵養林として重要な位置を占める。</p>	752
計	3,494

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表 15 : 第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
愛知県	<p>瀬戸市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1080 林班から 1083 林班まで、1089 林班から 1095 林班まで、1102 林班、1104 林班から 1108 林班まで、1114 林班から 1122 林班の全部並びに 1076 林班から 1079 林班まで、1084 林班から 1088 林班まで、1096 林班から 1101 林班まで、1103 林班、1109 林班、1110 林班、1112 林班及び 1113 林班の各一部</p> <p>瀬戸市</p> <p>岩屋町、海上町、片草町、上品野町、上半田川町、上山路町、北丘町、下半田川町、白坂町、白岩町、鳥原町、西白坂町、長谷口町、東山路町及び広久手町の各一部</p>	1,647
	<p>春日井市</p> <p>内津町、木附町、西尾町、玉野町、外之原町、廻間町及び細野町の各一部</p>	379
	<p>豊田市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1169 林班、1170 林班及び 1172 林班から 1174 林班までの各一部</p> <p>国有林愛知森林管理事務所 1167 林班及び 1168 林班の各一部</p> <p>豊田市</p> <p>押沢町及び松嶺町の全部並びに浅谷町、旭八幡町、安実京町、明川町、足助町、阿蔵町、綾渡町、有間町、池島町、石野町、市木町、市平町、岩倉町、鶉ヶ瀬町、牛地町、有洞町、上八木町、漆畑町、宇連野町、大内町、大河原町、大蔵連町、大多賀町、王滝町、小田町、小滝野町、小田木町、小渡町、折平町、籠林町、加塩町、上川口町、上中町、加茂川町、川下町、川面町、勘八町、京ヶ峰、九久平町、日下部町、国附町、樽俣町、黒田町、幸海町、古瀬間町、坂上町、榊野町、笹戸町、猿投町、閑羅瀬町、枝下町、島崎町、下川口町、下切町、下国谷町、城見町、新盛町、滝脇町、竜岡町、田津原町、立岩町、田振町、近岡町、力石町、葛沢町、椿立町、坪崎町、寺下町、百月町、時瀬町、戸中町、富田町、豊松町、中金町、梨野町、鍋田町、西市野々町、西広瀬町、西細田町、怒田沢町、野口町、羽布町、日面町、東大島町、東大林町、東大見町、東川端町、東萩平町、東広瀬町、平戸橋町、平畑町、藤沢町、北曾木町、穂積町、</p>	

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	松平町、松平志賀町、万根町、御内町、御作町、御船町、室口町、岩神町、築平町、矢並町、山谷町、山中町、山ノ中立町、余平町、四ツ松町、連谷町及び月原町の各一部	11,075
	小牧市 大山町及び野口町の各一部	4
	新城市 作手岩波、作手黒瀬、作手菅沼、作手善夫、作手田原、作手中河内及び作手守義の各一部	1,023
	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所 36 林班から 40 林班まで、44 林班、53 林班から 55 林班まで、91 林班、92 林班、125 林班、134 林班、153 林班から 156 林班まで及び 167 林班の各一部 北設楽郡設楽町 大名倉、川向、清崎、小松、田口、田内、田峯、豊邦、西納庫、東納庫、松戸及び三都橋の各一部	2,415
	合 計	16,543

(表 16 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域
定光寺・道樹山地区	<p>瀬戸市内</p> <p>国有林愛知森林管理事務所</p> <p>1080 林班から 1083 林班まで、1089 林班から 1095 林班まで、1102 林班、1104 林班から 1108 林班まで、1114 林班から 1122 林班の全部並びに 1076 林班から 1079 林班まで、1084 林班から 1088 林班まで、1096 林班から 1101 林班まで、1103 林班、1109 林班、1110 林班、1112 林班及び 1113 林班の各一部</p> <p>瀬戸市</p> <p>上半田川町、北丘町及び下半田川町の各一部</p> <p>春日井市</p> <p>内津町、木附町、西尾町、玉野町、外之原町、廻間町及び細野町の各一部</p> <p>小牧市</p> <p>大山町及び野口町の一部</p>
岩屋堂地区	<p>瀬戸市</p> <p>岩屋町、上品野町、上半田川町、白坂町、白岩町、鳥原町、西白坂町及び長谷口町の各一部</p>
三国山・郡民の森地区	<p>瀬戸市</p> <p>片草町、上品野町の各一部</p> <p>豊田市</p> <p>折平町、西市野々町及び北曾木町の各一部</p>
猿投山地区	<p>瀬戸市</p> <p>海上町、上山路町、東山路町及び広久手町の各一部</p> <p>豊田市</p> <p>猿投町の一部</p>
奥矢作南部地区（西部）	<p>豊田市</p> <p>押沢町、富田町、藤沢町及び松嶺町の全部並びに上川口町、国附町、下川口町及び御作町の各一部</p>
勘八地区	<p>豊田市</p> <p>石野町、勘八町、枝下町、城見町、力石町、寺下町、中金町、西広瀬町、野口町、東広瀬町、平戸橋町、御船町及び山中町の各一部</p>
鞍ヶ池地区	<p>豊田市</p> <p>市木町、京ヶ峰、古瀬間町及び矢並町の各一部</p>

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>定光寺自然休養林から小牧市にかけての地区である。植生の大部分がスギやヒノキの植林を主としてアカマツ林やコナラ林などの針広混交林であり、都市近郊の貴重な緑地である。</p>	<p>1,208</p>
<p>岩巢山から雲興寺にかけての地区である。雲興寺のツブラジイ林である常緑広葉樹林を除いて、植生の大部分がアカマツやコナラなどの針広混交林である。</p>	<p>398</p>
<p>三国山の南麓に広がる地区である。アカマツを主として、スギやヒノキの植林で覆われており、瀬戸市側は農耕地が広がる。</p>	<p>298</p>
<p>猿投山の周辺地区である。植生の大部分はアカマツを中心とする針広混交林の二次林である。</p>	<p>563</p>
<p>奥矢作湖下流から豊田市富国橋周辺にかけての矢作川沿岸地区である。アカマツを主体とする二次林に覆われており、一部、コナラを中心とする二次林、スギやヒノキを主体とする人工林が点在する針広混交林である。</p>	<p>893</p>
<p>矢作川の河川敷と勘八山周辺地区である。勘八峡は優れた河川景観を呈している。勘八山周辺の植生は、アカマツを主体とする二次林である針広混交林に覆われている。また、市街地に近接したレクリエーションエリアとして、多くの利用者に親しまれている。</p>	<p>759</p>
<p>鞍ヶ池周辺の地区である。植生は針広混交林の二次林であり、豊田市自然観察の森など都市近郊では貴重な緑地が残っている。また、レクリエーション施設も整備され、都市近郊の利用拠点として利用頻度の高い地区である。</p>	<p>317</p>

名 称	区 域
松平地区	豊田市 岩倉町、鶯ヶ瀬町、大内町、玉滝町、加茂川町、九久平町、幸海町、古瀬間町、坂上町、滝脇町、豊松町、鍋田町、穂積町及び松平志賀町の各一部
奥矢作北部地区	豊田市 浅谷町、旭八幡町、牛地町、小田町、小滝野町、小渡町、上中町、日下部町、閑羅瀬町、島崎町、下切町、田津原町、坪崎町、時瀬町及び余平町の各一部
奥矢作南部地区（東部）	豊田市内 国有林愛知森林管理事務所 1169 林班、1170 林班及び 1172 林班から 1174 林班までの各一部 国有林愛知森林管理事務所 1167 林班及び 1168 林班の各一部 豊田市 有間町、池島町、市平町、大河原町、川下町、樽俣町、笹戸町、百月町、西細田町、日面町、東萩平町、平畑町、築平町及び月原町の各一部
大鷲院地区	豊田市 新盛町の一部
寧比曾・笠ヶ岳地区	豊田市 明川町、綾渡町、上八木町、漆畑町、大蔵連町、大多賀町、川面町、竜岡町、椿立町、怒田沢町、御内町、室口町、山谷町、山ノ中立町及び連谷町の各一部
香嵐溪・巴川地区	豊田市 安実京町、足助町、有洞町、籠林町、下国谷町、田振町、近岡町、葛沢町、戸中町、東大島町、東大見町、東川端町、室口町、岩神町、山谷町及び四ツ松町の各一部
大林地区	豊田市 立岩町及び東大林町の各一部

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>王滝溪谷を始め、巴川及びその支流である郡界川の地区である。植生の大部分はアカマツ林やコナラ林などの針広混交林である。松平家ゆかりの城跡を始めとする、歴史的資源を有している。</p>	230
<p>矢作川沿岸、奥矢作湖の南側周辺及び駒山の西側山麓の地区である。山地部はスギやヒノキの植林を主としてコナラ林などが混生する針広混交林であり、矢作川沿いは集落地などである。駒山山頂にはスギやブナの大木がみられ、尾根筋にはブナやミズナラなどの広葉樹林が点在する。また、旭高原周辺には湿原がみられ、放牧やレクリエーション施設など人々に親しまれている。</p>	1,276
<p>奥矢作湖下流である豊田市有間町から豊田市富国橋周辺にかけての矢作川沿岸地区である。アカマツを主体とする二次林に覆われており、一部、コナラを中心とする二次林、スギやヒノキの植林が点在する針広混交林である。</p>	666
<p>大鷲院の所有地である。寺社周辺には常緑広葉樹林が分布し、その周辺はスギ植林を主とした針広混交林である。</p>	9
<p>寧比曾岳や筈ヶ岳を中心とした山岳、高原や溪谷など変化に富んだ地区である。スギやヒノキの植林を主として、マツ林、コナラ林などが混生する針広混交林である。尾根には、モミ、ブナやミズナラなどが点在している。</p>	2,883
<p>巴川及びその周辺の地区である。植生はスギやヒノキの植林を主としてコナラ林などが分布する針広混交林であり、香嵐溪地区（第2種特別地域）と相まって、巴川の急峻な地形と合わせて奥の深い河川景観を呈している。</p>	725
<p>三河高原に位置する牧場を中心とする地区である。牧場の周辺はスギやヒノキの植林を主としてコナラ林などが混生する針広混交林である。キャンプ場などの利用もなされている。</p>	252

名 称	区 域
六所山地区	豊田市 坂上町及び松平町の各一部
黒田ダム・碁盤石山地区	豊田市 小田木町及び黒田町の各一部 北設楽郡設楽町 田峯、西納庫及び東納庫の各一部
田口地区	北設楽郡設楽町内 国有林愛知森林管理事務所 36 林班から 40 林班まで、44 林班、53 林班から 55 林班まで、91 林班、92 林班、125 林班、134 林班、153 林班から 156 林班まで及び 167 林班の各一部 北設楽郡設楽町 大名倉、川向、清崎、小松、田口、田内、東納庫及び松戸の各一部
竜頭山地区	新城市 作手守義の各一部 北設楽郡設楽町 清崎、田内、田峯及び三都橋の各一部
阿蔵地区	豊田市 阿蔵町及び梨野町の各一部 北設楽郡設楽町 豊邦の一部
三河湖・長ノ山地区	豊田市 宇連野町及び羽布町の一部 新城市 作手岩波、作手黒瀬、作手菅沼、作手善夫、作手田原及び作手中河内の各一部
榊野地区	豊田市 加塩町、榊野町及び万根町の各一部
合	

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>六所山や炮烙山を中心とした地区である。植生はスギやヒノキの植林やアカマツ林に、コナラ林などが混生する針広混交林である。六所山頂周辺には、モミ、ツガなどを主体とする原生林が残存しており、スギやヒノキの巨木もみられ、ブナやミズナラなどの広葉樹林が点在する。また、六所山には保健休養施設、キャンプ場や遊歩道が整備されており、南部は松平郷とも呼ばれ、高月院や松平城跡などに多くの人を訪れる。</p>	528
<p>黒田ダム湖周辺から岩岳を経て、岩伏山、碁盤石山に至る地区である。ダム湖や岩岳周辺は、地形的な変化に富んでおり、湿原がみられるなど植物相が豊富である。岩伏山や碁盤石山の山頂周辺には、ブナやミズナラなどの広葉樹の天然林がみられる。</p>	1,865
<p>寒狭川上流の本谷川、境川及び川向の山地部である。植生はスギやヒノキ植林を主としてコナラ林などが混生する針広混交林である。特に寒狭川渓谷は、変化に富んだ河川景観を呈している。</p>	805
<p>竜頭山を主とし、田峯から田内にかけての寒狭川の山間地区である。植生はスギやヒノキの植林に、コナラ林が混生する針広混交林である。</p>	535
<p>出来山の南西部に広がる段戸国有林に隣接した地区である。植生はスギやヒノキ植林を主としてブナ、ミズナラやコナラ林などが混生する針広混交林である。</p>	575
<p>三河湖を中心とした第2種特別地域を取り巻く周辺地区及び豊田市と新城市を隔てる稜線といった山岳景観であり、その植生はスギやヒノキを主としてコナラ林などが混生する針広混交林である。また、長ノ山湿原の周辺は、作手高原の農耕地やスギやヒノキの植林を主としてコナラ林が点在する針広混交林であり、農林業を主とした文化景観を呈している。</p>	1,648
<p>阿摺川の南部周辺地区である。植生はスギやヒノキの植林を主として、アカマツ林、コナラ林などが点在する針広混交林である。阿摺川沿いには農耕地が広がり、温泉や釣の利用がなされている。</p>	110
<p style="text-align: center;">計</p>	16,543

イ 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表 17：普通地域表)

都道府県名	区域	面積 (ha)
愛知県	瀬戸市 鹿乗町、上半田川町、上山路町、川平町、五位塚町、十軒町、 下半田川町、定光寺町、白坂町、曾野町、鳥原町、針原町及び 東白坂町の各一部	498
	春日井市 外之原町、廻間町及び細野町の各一部	158
	豊田市 足助町、阿蔵町、石野町、大内町、籠林町、上川口町、川下町、 勘八町、九久平町、猿投町、島崎町、下川口町、田茂平町、近 岡町、力石町、富田町、西中山町、西広瀬町、東大島町、東広 瀬町、平畑町、深見町、藤沢町、松平町、岩神町、矢並町及び 山中町の各一部	444
	新城市 作手黒瀬及び作手善夫の各一部	256
	北設楽郡設楽町 清崎、田内、田峰、西納庫及び三都橋の各一部	231
合 計		1,587

(5) 利用施設計画

ア 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 18：単独施設表)

番号	種 類	位 置
1	園地	愛知県瀬戸市（定光寺町）
2	園地	愛知県瀬戸市（岩屋町）
3	宿舎	愛知県瀬戸市（岩屋町）
4	展望施設	愛知県春日井市（内津町）
5	園地	愛知県春日井市（廻間町）
6	宿舎	愛知県春日井市（廻間町）
7	野営場	愛知県春日井市（細野町）
8	広場	愛知県春日井市（玉野町）
9	園地	愛知県春日井市（玉野町）
10	宿舎	愛知県春日井市（玉野町）
11	宿舎	愛知県豊田市（猿投温泉）
12	宿舎	愛知県豊田市（鞍ヶ池）
13	野営場	愛知県豊田市（西市野々町）
14	展望施設	愛知県豊田市（御作町）
15	駐車場	愛知県豊田市（地獄谷）

整備方針	旧計画との関係
瀬戸市定光寺町地域の利用の増進を目的として、園地の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
瀬戸市岩屋町地域の利用の増進を目的として、園地の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
瀬戸市岩屋町地域の利用の増進を目的として、宿泊施設の整備を図る。	昭 58. 9. 16 愛知県告示第 896 号
春日井市内津町地域の利用の増進を目的として、展望施設の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
春日井市廻間町地域の利用の増進を目的として、園地の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
春日井市廻間町地域の利用の増進を目的として、宿泊施設を始め駐車場及び運動場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
春日井市細野町地域の利用の増進を目的として、野営場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
春日井市玉野町地域の利用の増進を目的として、広場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
春日井市玉野町地域の利用の増進を目的として、園地の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
春日井市玉野町地域の利用の増進を目的として、宿泊施設及び駐車場の整備を図る。	昭 52. 9. 12 愛知県告示第 910 号
豊田市猿投温泉地域の利用の増進を目的として、宿泊施設及び駐車場の整備を図る。	昭 59. 2. 29 愛知県告示第 175 号
豊田市鞍ヶ池地域の利用の増進を目的として、宿泊施設の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市西市野々町地域の利用の増進を目的として、野営場を始め広場、休憩場及び駐車場の整備を図る。	昭和 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市御作町地域の利用の増進を目的として、展望施設の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市地獄谷地域の利用の増進を目的として、駐車場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号

番号	種 類	位 置
16	園地	愛知県豊田市（伊勢神）
17	宿舎	愛知県豊田市（伊勢神）
18	運動場	愛知県豊田市（伊勢神）
19	宿舎	愛知県豊田市（香嵐溪）
20	休憩所	愛知県豊田市（香嵐溪）
21	野営場	愛知県豊田市（三河高原）
22	給水施設	愛知県豊田市（三河高原）
23	駐車場	愛知県豊田市（三河湖）
24	橋	愛知県豊田市（三河湖）
25	園地	愛知県豊田市（三河湖）
26	宿舎	愛知県豊田市（三河湖）
27	運動場	愛知県豊田市（時瀬町）
28	運動場	愛知県豊田市（島崎町）
29	展望施設	愛知県豊田市（旭高原）
30	野営場	愛知県豊田市（旭高原）
31	運動場	愛知県豊田市（旭高原）
32	給水施設	愛知県豊田市（旭高原）

整備方針	旧計画との関係
豊田市伊勢神地域の利用の増進を目的として、園地の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市伊勢神地域の利用の増進を目的として、宿泊施設及び駐車場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市伊勢神地域の利用の増進を目的として、運動場を始め、休憩所、案内所、駐車場及び公衆便所の整備を図る	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市香嵐渓地域の利用の増進を目的として、宿泊施設及び駐車場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市香嵐渓地域の利用の増進を目的として、休憩所及び公衆便所の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市三河高原地域の利用の増進を目的として、野営場を始め、休憩所、駐車場及び公衆便所の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市三河高原地域の利用の増進を目的として、給水施設の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市三河湖地域の利用の増進を目的として、駐車場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市三河湖地域の利用の増進を目的として、橋の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市三河湖地域の利用の増進を目的として、園地及び休憩所の整備を図る。	昭 51. 2. 6 愛知県告示第 123 号
豊田市三河湖地域の利用の増進を目的として、新たに宿泊施設の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市時瀬町地域の利用の増進を目的として、運動場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市島崎町地域の利用の増進を目的として、運動場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市旭高原地域の利用の増進を目的として、展望施設の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市旭高原地域の利用の増進を目的として、野営場を始め、休憩場、公衆便所及び野外劇場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市旭高原地域の利用の増進を目的として、運動場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市旭高原地域の利用の増進を目的として、給水施設の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号

番号	種 類	位 置
33	園地	愛知県豊田市（笹戸温泉）
34	宿舎	愛知県豊田市（笹戸温泉）
35	公衆便所	愛知県北設楽郡設楽町（田峯）
36	展望施設	愛知県北設楽郡設楽町（田峯）
37	駐車場	愛知県北設楽郡設楽町（田峯）
38	公衆便所	愛知県北設楽郡設楽町（田峯ヤナ場）
39	休憩所	愛知県新城市（鳴沢の滝）
40	駐車場	愛知県新城市（長ノ山湿原）
41	園地	愛知県豊田市（勘八町）
42	宿舎	愛知県豊田市（勘八町）
43	広場	愛知県豊田市（勘八町）
44	休憩所	愛知県豊田市（三河湖）
45	展望施設	愛知県豊田市（三河湖）

整備方針	旧計画との関係
豊田市笹戸温泉地域の利用の増進を目的として、園地の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市笹戸温泉地域の利用の増進を目的として、宿泊施設の整備を図る。	昭 58. 9. 16 愛知県告示第 896 号
北設楽郡設楽町田峯地域の利用の増進を目的として、公衆便所の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
北設楽郡設楽町田峯地域の利用の増進を目的として、展望施設の整備を図る	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
北設楽郡設楽町田峯地域の利用の増進を目的として、駐車場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
北設楽郡設楽町田峯ヤナ場地域の利用の増進を目的として、公衆便所の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
新城市鳴沢の滝地域の利用の増進を目的として、休憩所及び駐車場の整備を図る	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
新城市長ノ山湿原地域の利用の増進を目的として、駐車場の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
豊田市勘八町地域の利用の増進を目的として、園地の整備を図る。	平 4 . 8 . 21 愛知県告示第 798 号
豊田市勘八町地域の利用の増進を目的として、宿泊施設の整備を図る。	平 4 . 8 . 21 愛知県告示第 798 号
豊田市勘八町地域の利用の増進を目的として、広場の整備を図る。	平 4 . 8 . 21 愛知県告示第 798 号
三河湖地域の利用の増進を目的として、休憩所の整備を図る。	新 規
三河湖地域の利用の増進を目的として、展望施設の整備を図る。	新 規

イ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表 19 : 道路 (車道) 表)

番号	路線名	区間
1	勘八線	起点－愛知県豊田市 (勘八町) 終点－愛知県豊田市 (勘八町)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
—	豊田市勘八町地域の利用の増進を目的として、車道の整備を図る。	平4.8.21 愛知県告示第798号

(イ) 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表 20 : 道路 (歩道) 表)

番号	路線名	区 間
1	東海自然歩道	起点－愛知県北設楽郡設楽町 (田口・国定公園境界) 終点－愛知県小牧市 (大山町・国定公園境界)
2	東海自然歩道 恵那線	起点－愛知県豊田市 (寧比曾岳・歩道分岐点) 終点－愛知県豊田市 (閑羅瀬町・国定公園境界)
3	内津線	起点－愛知県春日井市 (内津町・歩道分岐点) 終点－愛知県春日井市 (内津神社)
4	築水線	起点－愛知県春日井市 (廻間町・歩道分岐点) 終点－愛知県春日井市 (明知町)
5	植物園線	起点－愛知県春日井市 (細野町、廻間町・歩道分岐点) 終点－愛知県春日井市 (細野町)
6	道樹山線	起点－愛知県春日井市 (細野町・歩道分岐点) 終点－愛知県春日井市 (細野町)
7	桧峠線	起点－愛知県春日井市 (外之原町・歩道分岐点) 終点－愛知県春日井市 (外之原町)
8	外之原峠線	起点－愛知県春日井市 (外之原町・歩道分岐点) 終点－愛知県春日井市 (外之原町)
9	地獄谷線	起点－愛知県豊田市 (川下町) 終点－愛知県豊田市 (川下町)
10	碁盤石山線	起点－愛知県北設楽郡設楽町 (西納庫) 終点－愛知県北設楽郡設楽町 (東納庫)
11	田峯線	起点－愛知県北設楽郡設楽町 (田峯) 終点－愛知県北設楽郡設楽町 (田峯)
12	鳴沢の滝線	起点－愛知県新城市 (作手守義) 終点－愛知県新城市 (作手守義)
13	勘八遊歩道	起点－愛知県豊田市 (勘八町・歩道分岐点) 終点－愛知県豊田市 (勘八町・歩道合流点)

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
寒狭川溪谷 段戸裏谷 寧比曾岳 香嵐溪 猿投山 定光寺	東海自然歩道の一環として、歩道、園地及び公衆便所等の整備を図る。	昭 63. 11. 11 環境庁告示第 58 号
伊勢神峠 旭高原 矢作ダム	東海自然歩道の一環として、歩道、園地及び公衆便所等の整備を図る。	昭 63. 11. 11 環境庁告示第 58 号
内津展望台	春日井市内津町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
築水池	春日井市廻間町及び明知町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
都市緑化 植物園	春日井市細野町及び廻間町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
道樹山細野キャンプ場	春日井市細野町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
—	春日井市外之原町及び細野町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
—	春日井市外之原町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
地獄谷	豊田市川下町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
碁盤石山	北設楽郡設楽町西納庫及び東納庫地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
田峯城址	北設楽郡設楽町田峯地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
鳴沢の滝	新城市作手守義地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	昭 63. 11. 11 愛知県告示第 1001 号
—	豊田市勘八町地域の利用の増進を目的として、歩道の整備を図る。	平 4. 8. 21 愛知県告示第 798 号